

第7条 (約定返済)

1. 本契約よりとづく毎月の元金返済は毎月5日（銀行休業日の場合は翌営業日）（以下、「約定返済日」という。）に約定返済日の前月末日の最終貸越残高に比じた、次の一定額を指定預金口座から自動引落しします。

約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定元金返済額	約定返済日の前月末日の最終貸越残高	約定元金返済額
5万円超30万円以下	5,000円	80万円超100万円以下	20,000円
30万円超50万円以下	10,000円	100万円超150万円以下	25,000円
50万円超80万円以下	15,000円	150万円超300万円以下	30,000円

2. 約定返済日の前月末日の最終貸越残高が5,000円以下の場合は、約定返済日に、約定返済日前月末日の最終貸越残高を返済するものとします。
3. 約定返済日前月末日の最終貸越残高が5,000円以下の場合は、返済用預金口座の残高不足により第9条の自動引落しができない場合でも、銀行返済済の遅延がなかったものと取り扱うものとします。

第8条 (随時返済)

1. 前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。
2. 前項の随時返済は、次条の自動引落しによらず直接銀行の店頭において行います。
3. 前項に定めるほか、通帳を使用し自動機により行うこともできるものとします。この場合当座貸越口座へ入金が貸越借入金残高を超えるときは、その超える金額は指定預金口座に入金するものとします。
4. 約定返済が遅延している当座貸越口座への入金については、遅延金に充当し、残額を随時返済とします。ただし、入金額が約定返済額に満たない場合は、入金額を随時返済とします。

第9条 (約定返済金等の自動引落し)

1. 第7条による返済は指定預金口座から自動引落しします。借主は毎月返済日までに指定預金口座に返済金相当額以上の金額を預け入れておくものとします。銀行は返済日に普通預金通帳（総合口座通帳を含む。）および同払戻請求書によらず、払戻しの上、返済にあてるものとします。
2. 万一、前項の預入が遅延した場合には、第7条第2項の返済額を除いて銀行は預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第10条 (返済の滞り)

1. 本契約において借主が負担すべき費用は、銀行所定の日に指定預金口座から自動引落しすることに同意します。

第11条 (期間前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知・催告等がなくても、本取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
①第7条に定める債務の返済を遅延し、銀行からの書面による督促にもかかわらず、翌々月の返済日にも返済しなかったとき。
②支払いの停止または破産手続開始・民事再生手続開始の申立もしくはこれらに準ずる裁判上の倒産手続の申立があったとき。
③借主の預金その他の債権に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
④担保の開始があったとき。
2. 次の各号の事由には銀行の請求によって本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失い、直ちに債務を返済します。
①銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
②銀行との取引約定の一つについても違反し、その違反により銀行の債権保全が客観的に必要と認められたとき。
③本取引に関し銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
④住所変更の届け出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行において借主の所在が不明となったとき。
⑤前項のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき客観的に認められたとき。
3. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延滞または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第11条の2 (反社会的勢力の排除)

1. 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係人、総会屋等、社会運動等標榜つりままたは団体等が暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および暴力団員等と次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
②自己、自任もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
③暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
④役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主は銀行に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
①暴力的または脅迫的行為。
②法的な責任を超えた不当な要求行為。
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為。
⑤その前各号に準ずる行為。

3. 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、銀行からの請求によって、借主は本取引によるいっさいの債務について期限の利益を失い、ただちに本取引によるいっさいの債務を返済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延滞または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の請求により、借主に損害が生じた場合、借主は銀行にのみ請求いたしません。また、銀行に損害が生じた場合は、借主がその責任を負うものとします。
6. 第3項の規定により、本取引によるいっさいの債務の返済がなされたときに、本取引は失効するものとします。

第12条 (貸越の中止)

1. 借主は、約定返済が遅延している場合または前2条により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には新たな貸越を拒否することができないものとします。
2. 前項のほか、銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第13条 (解約)

1. 借主はいつでも本取引を解約することができるものとします。その場合借主は銀行所定の書面により口座開設店に通知し、直ちに本取引による債務を全額返済します。
2. 第11条および第11条の2の各号の事由があるときは、銀行はいつでも本取引を解約することができるものとします。
3. 前2項により本取引が解約された場合は、直ちにカードおよび通帳を提出し本取引による債務を全額返済します。

第14条 (銀行からの相殺)

1. 銀行は、本取引による債務の返済日が到来したとき、または第11条、第11条の2および第13条によって返済しなればならない本取引による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかにかわらず相殺することができます。この場合、銀行は書面により通知するものとします。

77カードローン保証委託約款

第1条 (委託の範囲)

1. 私が株式会社セブ十七カード（以下「十七カード」という。）に委託する保証の範囲は、私と株式会社セブ十七カード（以下「銀行」という。）との間の「77カードローン契約」にもとづき、私が銀行に対して負担する借入金、利息、損害金、その他一切の債務とし、保証の方法は十七カードと銀行との間に締結されている保証契約によるものとします。
2. 前項の保証は、銀行が融資を適当と認め、カードローン専用口座を開設したとき成立するものとし、十七カードより保証決定の通知は要しないものとします。

第2条 (約款の遵守)

私が十七カードの保証を得て、銀行から融資を受けるについては、この約款のほか私と銀行との間の77カードローン契約の各条項を遵守し、期日には遅滞なく元金を支払います。

第3条 (保証債務の履行)

1. 私が銀行との77カードローン契約に違反したため、十七カードが銀行から保証債務の履行を求められたときは、十七カードは私に対し何ら通知することなく銀行に対し保証債務を履行できるものとします。
2. 私は、十七カードが保証債務の履行によって得た求償権を行使する場合には、この契約の各条項を適用されるほか、私と銀行との77カードローン契約を適用されても異議ありません。

第4条 (求償債務の範囲)

1. 私は、十七カードが前条により保証債務を履行したときは、十七カードに対しその弁済額全額ならびに弁済および求償に要した費用を支払います。
2. 私は、前項より支払うべき金額について年14.6%の割合の遅延損害金を支払います。

第5条 (弁済の充当順序)

私の弁済した金額が、十七カードに対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、十七カードが適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。

第6条 (求償権の事前行使)

私が次の一つにでも該当したときは、第3条による保証債務履行前でも求償権を行使されても異議ありません。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率より1年365日とし、日割りで計算します。

第15条 (借主からの相殺)

1. 借主は、本取引による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、本取引による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。
2. 前項により相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は直ちに銀行へ提出するものとします。
3. 第1項より相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定等の定めによります。

第16条 (債務の返済等にあてる順序)

1. 銀行に相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、本取引による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、銀行が指定することができます。借主はその指定に対し異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証等の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のお書きまたは第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第17条 (代り証書等の差入入れ)

1. 事件、災害、輸送中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失、損傷または延滞した場合には、借主は、銀行の請求により代り証書等を差入れるものとします。

第18条 (印鑑捺印)

銀行が、本取引にかかる証書その他の書類に使用された印影（または暗証）をこの契約書に押印の印影、指定預金口座の届出印鑑（または暗証）と相違のない旨を照合し、相違ないことを取扱いするとき、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故があっても、その為にならざるに責任を負わないものとします。銀行は責任を負わないものとします。

第19条 (盗難・詐欺による借入等)

1. 盗取された通帳を用いて行われた不正な借入（以下、本条において「当該借入」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合は、借主は銀行に対して当該借入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
①通帳の盗難に気づけずすみやかに、銀行への通知が行われていること
②銀行の調査に対し、遅滞なく借主より十分な説明が行われていること
③銀行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の虚偽にあつたことが推測される事実を確認できるものを示していること
前項の請求がなされた場合は、当該借入が借主の故意による場合を除き、銀行は、銀行へ通知が行われた日の30日（ただし、銀行へ通知することができないやむを得ない事情があることを借主が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とし、そのうち前日以降になされた借入の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該借入が行われたことについて、銀行が善意無過失であることおよび借主に過失（重大過失を除く）があることを銀行が証明した場合には、銀行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる銀行への通知が、この通帳が盗取された日（通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な借入が最期に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを銀行が証明した場合には、銀行は補てんしません。
①当該借入が行われたことについて銀行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
A. 当該借入が借主の重大な過失により行われた場合
B. 借主の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
C. 借主が、被害届等についての銀行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
②通帳の盗取が、競争・騒動等による善い社会秩序の混乱に起因しまたはこれに付随して行われた場合
銀行が当該借入について借主に貸出しを行っている場合は、その貸出しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることができません。また、借主が、当該借入を受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

6. 銀行が第2項の規定にかかわらず補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、当該借入は消滅します。
7. 銀行が第2項の規定により補てんを行ったときは、銀行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な借入を受けた者その他の第三者に対して借主が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

第20条 (費用の負担)

銀行の権利の行使もしくは保全に要した本取引に関するいっさいの費用は借主が負担するものとします。

第21条 (届出事項の変更)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届け出をします。
2. 前項の氏名、住所、印鑑、電話番号その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、銀行に過失がある場合を除き、銀行は責任を負いません。
3. 借主が第1項の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延滞、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第22条 (報告および調査)

1. 銀行の債権保全上必要と認め請求した場合は、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な情報を提供するものとします。
2. 借主の信用状態について重大な変化を生じたときは、銀行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第23条 (規定の変更)

この規定の変更は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

第24条 (成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出をするものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るとともに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るとします。
3. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も同様へ届け出るとします。
4. 前4項の届け出の前生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第25条 (合意管轄)

本取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第26条 (線説、買入れ等の禁止)

カードおよび通帳は譲渡、買入れまたは貸与することはできないものとします。

①弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。
②仮差押、仮処分、差押もしくは破産の申請または破産、民事再生手続開始の申立もしくはこれらに準ずる裁判上の倒産手続があつたとき。
③租税公課を滞納し督促を受けたとき。
④支払を停止したとき。
⑤十七カードおよび銀行に対する債務の一つでも履行を怠つたとき。
⑥この約款の一つでも履行を怠つたとき。
⑦その他債権保全のため必要と認められたとき。

第7条 (調査および報告)

1. 私は、十七カードから私の資産、収入、信用状態等について調査、説明を求められたときはただちにこれに応じ書類作成、諸手続実行等の協力を行います。
2. 私の貸付・信用等に関する変動が生じたとき、または生じるおそれがあるときは遅滞なく十七カードに通知しその指示に従います。
3. (公正証書の作成)
十七カードから請求あるときはこの契約による債務の履行につきただちに強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

第9条 (裁判所の合意管轄)

この契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、十七カードの本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第10条 (約款の変更)

この約款の変更は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。